

基本目標 4

あらゆる暴力の根絶

主要課題 (1) 男女間における暴力防止の環境づくり

配偶者など身近な人による暴力（いわゆるDV）には、殴ったり蹴ったり物を投げつけたりする“身体的暴力”、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視したりする“精神的暴力”、性的行為を強要する“性的暴力”、生活費を渡さなかったり仕事を無理やり辞めさせたりする“経済的暴力”があります。いずれにも、相手の人権を軽んじておとしめ、自分の支配下に置くことに執着するゆがんだ考え方が根底にあります。親密な関係にある者同士の間で起こることから、DVは潜在化しがちであり、被害者もさまざまな理由から相談できない場合も少なくありません。最近では、恋人同士の間で起きる暴力、いわゆるデートDVの問題もクローズアップされ、若い世代へのDV防止に関する啓発も課題となっています。

男女間における暴力には、職場等におけるハラスメントや、つきまとい行為（ストーカー）、元交際相手の性的写真や画像をばらまくリベンジポルノ^(※)等があります。近年では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^(※)の普及等もあって、被害の形も多様化しています。

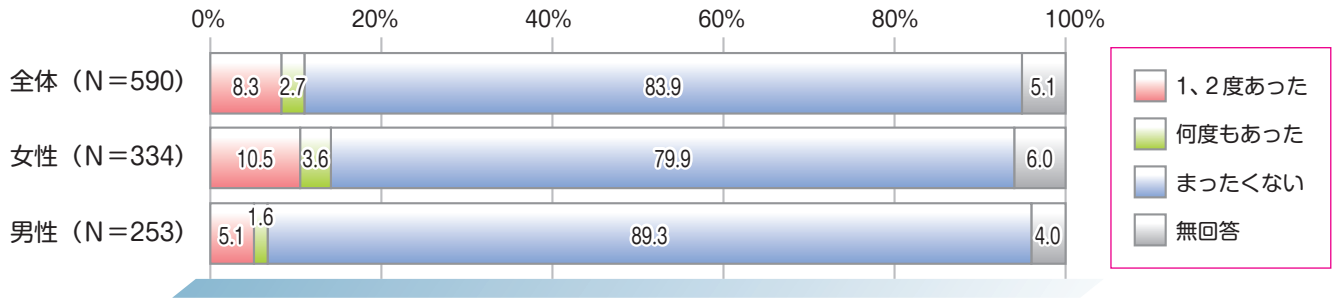
このような暴力は明らかに犯罪であり、重大な人権侵害です。時には、被害者の生命や家族、社会的関係までを奪いかねない深刻な状況に発展することも少なくありません。しかしながら、被害者と加害者が夫婦や元交際相手、同じ職場の同僚であるなど近い関係が多いことから、こうした行為が被害者の人権を踏みにじる犯罪であると認識されにくいという実態も見受けられます。暴力を根絶するためには、被害の発生を絶対に許さないという共通認識を社会全体に広める啓発活動の継続が重要です。

※ リベンジポルノ ……別れた交際相手や元配偶者への報復として、相手方の私的な性的画像や裸の写真などを無断でインターネットなどで不特定多数に公開する行為。

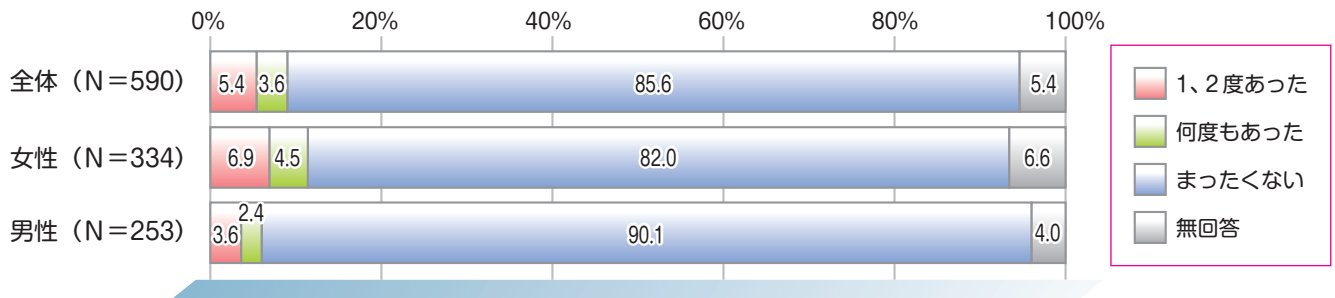
※ SNS ……Social Networking Serviceの略。登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。主なものとしては、フェイスブック、LINE、インスタグラム、mixiなどがあげられる。

■DV被害の実態

身体的暴力被害（殴ったり、蹴ったり等）



精神的暴力被害（暴言や交友関係を細かく監視する等）

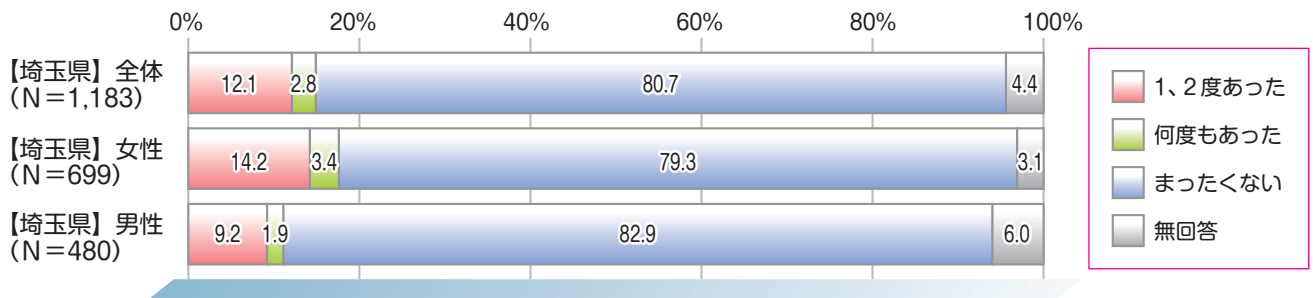


資料:おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査(平成28年度)

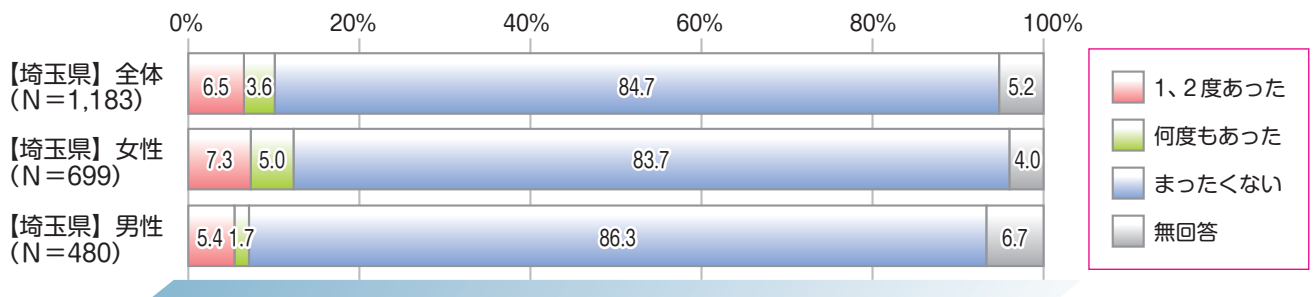
参考 埼玉県「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」(平成28年1月)

○参考として、埼玉県の「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」における類似項目の結果を掲載します。ただし、小川町調査では「配偶者等(事実婚含む)、婚約者、恋人」からの被害としていますが、埼玉県調査では「配偶者等」からの被害としています。

身体的暴力被害

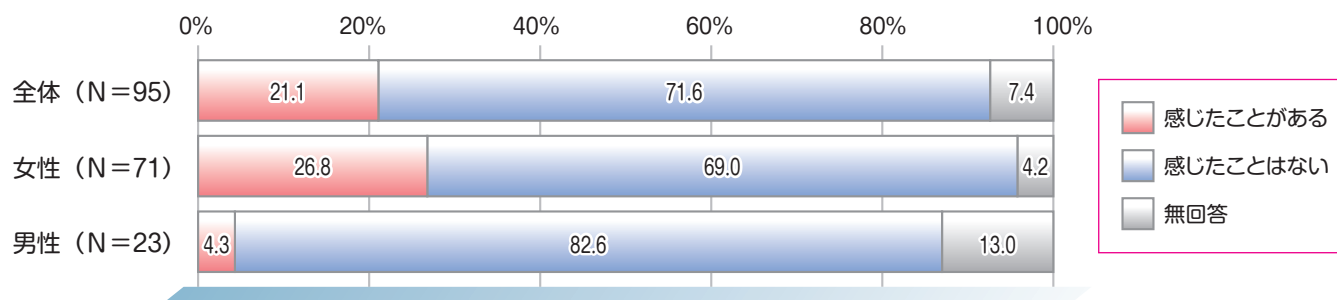


精神的暴力被害



資料:埼玉県「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」結果からグラフ作成

■DVによる命の危険



資料:おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査(平成28年度)

施策の方向① 男女間の暴力防止のための啓発の推進

具体的施策名	事業内容	担当課
DV防止のための意識啓発	DVは重大な人権侵害であるという認識が世代を問わず共有されるよう、DV防止のための意識づくりやDVにあたる暴力の周知を図ります。 ■広報やリーフレット等の活用	防災地域支援課
新規 デートDV防止のための意識啓発	デートDV防止のための意識づくりやDVにあたる暴力の周知を図ります。 ■広報やリーフレット等の活用 ■児童・生徒に対する意識啓発と情報提供	防災地域支援課 学校教育課
新規 ストーカー規制法 ^(※) 等の普及啓発	ストーカー行為を防止するため、ストーカー規制法やストーカー行為に係る知識の普及啓発に努めます。	防災地域支援課
セクシュアル・ハラスメント等防止のための意識啓発	職場・地域におけるセクシュアル・ハラスメントや性差に基づくパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための意識啓発を進めます。 ■商工会との連携 ■広報やリーフレット等の活用	にぎわい創出課 総務課

※ ストーカー規制法 ……正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成12年11月に施行。つきまとい行為や面会や交際の強要、しつような無言電話やFAX・電子メール・SNS等の送信などを繰り返すストーカー行為者に対し警告を与えたり、禁止命令等を出すことを定めた法律。

数値目標

指標名	担当課	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度末)
<p>夫や妻、婚約者、恋人など、親密な関係の相手から5年以内に暴力を受けたことがある人の割合</p> <p>【住民意識調査】 夫や妻、婚約者、恋人など、親密な関係の相手から5年以内に暴力を受けたことがあると答える人の割合</p>	防災地域支援課	<p>身体的暴力 ⇒2.5%</p> <p>精神的暴力 ⇒4.9%</p>	1%以下



主要課題 (2) 被害者支援の充実

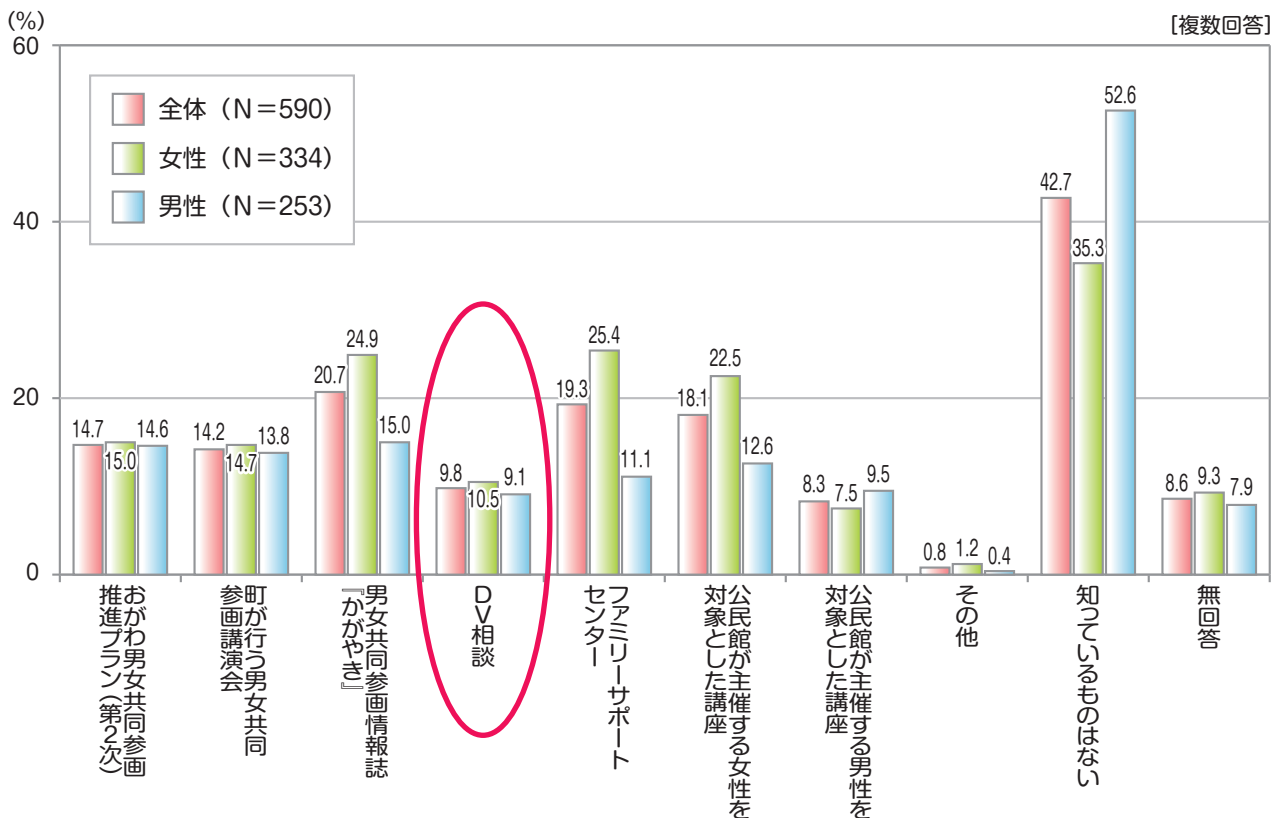
DV被害者を救済するためには、まずは被害者が周囲の人や行政の相談窓口等に相談できる環境にあることが必要です。しかし、平成28年度「住民意識調査」によると、町が取り組んでいるDV相談の認知度は約1割にとどまっており、広く知られているとは言い難い状況にあります。

また、DV被害者は加害者から交友関係を細かく監視されたり、仕事を無理やり辞めさせられたりするなど、社会的関係を断絶されている人も多く、相談にまでたどりつくのが困難な場合もあります。実際に、DV被害者のうち誰かに相談した人は約3割にとどまっています。なるべく多くの被害者が相談できる環境を整えるために、DV相談の認知度を高める取組や多様な機関との連携体制を充実することが必要です。

さらに、DV被害者が安全を確保され、自立した生活を送れるようになるには、さまざまな支援が必要となります。多くのDV被害者は、経済的困難や住居の問題、仕事の確保など複数の問題を抱えています。また、DVに加えて児童虐待や病気などの問題が重複することも少なくないことから、多層的な支援が必要となります。

町では庁内の関係各課をはじめ、国・県・民間の関係機関や団体等とも連携し、一人一人の被害者の安全確保と支援の充実に取り組めます。

町の男女共同参画関連事業の認知度



資料:おがわ男女共同参画推進プラン住民意識調査(平成28年度)

施策の方向① 相談・支援体制の充実と被害者の安全確保

具体的施策名	事業内容	担当課
関係機関との連携の強化	DV被害者に適切な保護及び支援ができるよう、関係機関との連携の強化を図ります。	防災地域支援課
庁内連携の強化	情報交換等を目的とした庁内DV対策連携会議を開催し、連携体制・ネットワークの強化に努めます。	防災地域支援課
新規 町役場でのさまざまな手続きの支援	被害者が自立するにあたり、必要な手続きについてワンストップで行えるよう支援します。	防災地域支援課
新規 DV相談に携わる職員の資質の向上と健康への配慮	県等が主催する研修に参加することにより、担当職員の知識や技術の向上を図り、DV被害者への適切な対応と二次被害 ^(※) 防止に努めます。 それと同時に、相談内容の多様化に伴い、被害者支援に求められる内容も複雑化していることから、相談担当職員の二次受傷 ^(※) の防止等、健康への配慮に努めます。	防災地域支援課 関係各課
新規 複合的な困難を抱えた女性への配慮	DV被害者の中には、高齢者、障害者、外国人、LGBT等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれる場合があることを踏まえ、きめ細かい支援に努めます。	防災地域支援課 長生き支援課 健康福祉課 総務課
新規 子どもに対する支援	被害者に同伴する子どもの就学等に速やかに対応するとともに、スクールソーシャルワーカー ^(※) 等と連携して、子どもの心のケアを行います。	学校教育課 子育て支援課
DV被害者とその子どもの安全確保	DV被害者とその子どもの安全を第一に考え、婦人相談センター ^(※) 等での一時保護が実施されるまでの間、民間宿泊施設での緊急保護を行います。	防災地域支援課

数値目標

指標名	担当課	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度末)
町で実施しているDV相談の認知度 【住民意識調査】 町の男女共同参画関連事業のうち『DV相談』を知っていると答える人の割合	防災地域支援課	9.8%	30%

※ 二次被害 …… 犯罪の被害に遭った人が、直接の被害（一次被害）だけでなく、それに起因する副次的な被害を受けること。たとえば、DV被害者が相談を受けた際に、「あなたにも落ち度があった」などと言われて傷つく事例など。

※ 二次受傷 …… 犯罪や災害、事故、戦争などの悲惨な体験を負った人の話を聞いたり、現場を目撃したりすることで、自分は被害に遭っていなくても同様の外傷性ストレス反応（精神的不安定やそれに伴う身体の不調、不眠、パニック障害など）を起こすこと。

※ スクールソーシャルワーカー …… 学校や暮らしの中での困難を抱えている児童生徒とその家族を支えるために、制度やサービス、環境面から支援を行いながら問題解決に取り組む専門家。

※ 婦人相談センター …… 配偶者からの暴力を中心に相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介等を行っている埼玉県の機関。